

アイランドリーサービス会員規約

【介護施設・スポット団体】

第一項 会員登録

アイランドリーサービスご利用の際は必ず、施設、法人が代表で「アイランドリーサービス会員」となっています。

第二項 会員資格

会員は、以下の条件を満たす方といたします。

- (1) 契約した法人、施設の関係者及び利用者。
- (2) 第三項「会員の義務」を守れる方。

第三項 会員の義務

会員は、以下の義務を実行してください。

- (1) 「規約」を誠実に必ずお守りください。
- (2) 会員の責任で洗濯物を確認分別し、ランドリーネットに入れて下さい。
- (3) 全ての利用者に対して第四項を認識、承諾させて下さい。
- (4) ノークレームを条件にご利用下さい。

第四項 アイランドリーサービスの利用及び注意事項

- (1) このサービスは専用又は事前に申告されたランドリーネットでのみ、利用することができます。
- (2) ランドリーネットの許容量を超えての受付は出来ません。(パンパンに詰めず 7~8 割の量が目安です)
- (3) ドライクリーニング、アイロン、シミ抜き、のりづけ等は行っておりません。
- (4) このサービスは皆様が、ご家庭で普通に行われている水洗い洗濯です。また乾燥機にて乾燥させる方法で行っております。品質はコインランドリーで洗濯するのと同様だと思って下さい。
- (5) 洗濯方法はランドリーネットに入れたまま、他の方の物と一緒に洗濯します。
- (6) いかなる事が発生しても当社は一切責任を負えません。(色落ち、色移り、縮み、ボタンが外れる、プリントがはがれる、装飾物がとれる、ほつれ、やぶれ、汚れが完全に落ちていない、入れたはずの物が無い等)
- (7) ランドリーネットに、一般家庭用洗濯機・乾燥機で洗えない物はいれないでください。
- (8) 便や汚物などが付着しているものや、消毒が必要なものは一切お受けできません。
- (9) お預かりした洗濯物は一切チェックいたしません。ご自身の責任で洗濯物のポケットの中や使い捨てカイロ、ブローチ、安全ピン、ボールペンその他装飾物等がないかしっかり確認してお出し下さい。
- (10) 万が一、洗濯中にランドリーネットが破損し誰の物が識別できなくなった時は、施設、法人の方で識別して下さい。

第五項 補償、弁償

- (1) 明らかな当社に過失がある場合（集配中の事故、盗難等による紛失）は、補償、弁償させていただきます。但し、上限を¥20,000 円までとし、それ以上、以外の補償、弁償は一切いたしません。(自然災害の場合も補償出来ません)

第六項 サービスの変更

- (2) 会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容または名称を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は変更後の会員規約によります。

※本規約に定めのない事案が生じた場合は、別途協議の上、良心的に解決するものとする。

改訂 2025 年 5 月